

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和5年8月17日開会

熊本県南小国町

令和５年度南小国町農業委員会８月総会

開催日時 令和５年８月１７日（木）午前１０時００分から１０時４０分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員指名（４番委員、５番委員）

日程

- １．議案第 １３号 農地法第４条(知事)
- ２．議案第 １４号 農地法第５条(知事)
- ３．議案第 １５号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想の見直しについて
- ４．その他

出席委員（８名）

１番 藤 堂 伸 二 委員	２番 北 里 昌 嗣 委員
３番 河 津 篤 委員	４番 穴 井 堅 委員
５番 日 野 米 藏 委員	６番 河 津 博 文 委員
７番 甲 斐 義 隆 委員	８番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（０）

職務のため議場に出席した事務局職員（２名）

事務局 長	河 本 孝 博
農林課 審議員	沼 野 英 智

○会長

おはようございます。

8月の農業委員会の定例総会をただ今から開会いたします。

本日の会議録署名を4番穴井委員、5番日野委員にお願い申し上げます。

議案第13号 農地法第4条（知事）

それでは議案に移ってまいります。

議案第13号 農地法第4条（知事）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

資料の1ページをお願いいたします。

【議案第13号 農地法第4条（知事）について詳細に説明】

申請番号 05-1 （所在）満願寺〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,840㎡。以上、田1筆の1,840㎡です。（申請者）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。（転用用途・施設）は駐車場・資材置き場、となっております。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。

参考資料といたしまして、一枚おめくりいただきまして2ページに関係位置図を添付してございます。

以上です。よろしくお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではこの件については担当説明委員であります5番日野委員から説明をお願いします。

○5番委員

8月3日に事務局と一緒に現地確認に行ってまいりました。この地図で解りますように、横を〇〇〇川が流れております。この場所は大雨の時に大水が出た場合に今まで何度も水が上がっている場所でございます。

そういった関係か知りませんが、上の方に川沿いに2筆ありますが、今現在ここは藪になっておりまして、一部のところからは竹も出てきているといった状況でございました。そうなってきますと当然のように、イノシシの害も出てきます。また、この川向こうは山でありますので、山からは鹿が川を渡ってこの農地に入ってくるといったように、イノシシまた鹿の害が生じておる場所でございます。

以上のことでございますので、皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではこの件について、皆さんからご質問ご意見等がありましたらお願いします。（1番委員手をあげる）

1番藤堂委員。

○1番委員

ここに出てきている2ページ目というか次のページの地図を見ると、ここって道路を通るときに、もうずいぶん前からと思いますけど、砂利か何かが高く積み上げてあったところというか、重機が置いてあったりしたあの場所とは違うんですか。

○会長

日野委員からお願いします。

○5番委員 私もちらの〇〇〇の方はあまり詳しくはないんですけど、現場を見に行ったときにはこの横に砂利道が、〇〇〇〇が前いたところでございます。そういった道がまだありました。でもそこは川のところとは違うところで、藪になっているところとは違うところでございました。

○会長 (6番委員手をあげる)

6番河津委員。

○6番委員 はい。ここはですね1番委員さんの言われたとおり、元々は以前道路改良当たりをするときに資材置き場として砂利とかいろんな資材当たりを置いてあったと思います。その隣が〇〇〇〇の土地だと思いますので、道路を通るときに見ていただいた方が良いかと思います。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

(1番委員手をあげる)

1番委員。

○1番委員 私がイメージしているというか、道路を通るときに砂利とかが高く積んである場所ということであれば、もうずいぶん以前からその状態だったかなと思いますので、こういう申請というのは別に事後申請でもかまわないんですか。事前申請が必須とかじゃなくて、事後でもかまわない。

○会長 (事務局手をあげる)

事務局から説明お願いします。

○事務局長 はい。田北の方が不在で申し訳ないんですけども、聞いたところによると写真がないのでご説明が難しいんですけど、今イメージされているところのもっと川端とか奥の方が今回の申請地ではないかと思われます。

○会長 よろしいですか。

○1番委員 はい。わかりました。

○会長 他に何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

(ありません。の声あり)

ありません、ということですので、採決をとります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を付して県知事宛に進達をいたします。

議案第14号 農地法第5条（知事）

続きまして、議案第14号 農地法第5条（知事）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 引き続き資料の3ページをお願いします。

【議案第 14 号 農地法第 5 条（知事）について詳細に説明】

申請番号 05-2 （権利）所有権移転 有償です。（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇。
（登記地目・現況地目）共に畑。（面積）41 ㎡。以上、畑 1 筆の 41 ㎡です。（渡人）熊
本県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇。〇〇 〇氏。（受人）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇-〇〇〇〇。〇〇〇〇氏。（形態）は転用。（用途・施設）は住宅用地、一般個
人住宅です。（施設面積）は 41 ㎡です。（申請事由）は宅地拡張のため。となっており
ます。備考欄に書いてございますが、平成 27 年県指令 阿蘇農普振第〇〇〇号許可に
よる転用の追加、となっております。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから
第 2 種農地と判断いたします。また一般基準等も満たしていると思われます。

参考資料といたしまして、一ページおめくりください。4 ページに位置図、それから
次の 5 ページに拡大図を添付してございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○会長

この件につきまして何か皆さんからご質問等ございましたらお願いします。

（4 番委員手をあげる）

4 番穴井委員。

○4 番委員

はい。この図からしますと申請地の後ろ側、丸がしてありますがここは今現在この〇
〇〇〇さんが住宅を建てている土地でございますかね。

○会長

（事務局手をあげる）

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。丸がついている方ではなくて、5 ページの拡大図の方でいきますと、申請地と
書いてある右、水色の建物でございまして、これはですね田北の方に確認をいたしまし
て、この細長い部分だけが残されたまま、この元々の建物のところの転用が平成 27 年
になされておったようです。その後、本来ですとこの部分も追加で転用をする予定だっ
たようでございますけれども、27 年当時の親御さんがどちらも亡くなっておりまし
て、その当時の経緯というのが中々わからないということなんです。今回、相続の関係
で調べましたところ、お互い権利移転が出来ておったというふうに思い込んでおった
ようでして、実はこの部分だけがそのまま残されていた、というような複雑な事なん
ですけれども、実際にはこの細長い部分の上にも建物が建っておるような状況でござい
ます。以上です。

○4 番委員

はい。ありがとうございました。

○会長

他に何か皆さんからご質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

（はい。という声あり）

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員
会の意見を付して県知事宛に進達をいたします。

議案第 15 号 農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的構想の見直しについて

続きまして、議案第 15 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の見直しについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【議案第 15 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の見直しについて詳細に説明】

記

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想（変更案）の概要 別紙のとおり
 - 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想 新旧対照表 別紙のとおり
 - 3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想（案） 別紙のとおり
- でございます。

申し遅れましたけれども、本日この議案の資料の内容の説明につきまして、農林課審議員の沼野に同席させております。

これから先資料の説明につきましては沼野の方から説明を申し上げます。

○審議員

農林課の沼野と申します。ご説明をさせていただきます。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の見直しについて詳細に説明】

説明としては以上になります。

○会長

ただ今の件について、何か皆さんから質問等はありませんか。

（6 番委員手をあげる）

はい。6 番河津委員。

○6 番委員

今回は法改正に基づく修正ということですけど一点、地域計画を策定するについて、もう一回内容的に詳しく教えていただけますか。

○会長

事務局どうぞ。

○審議員

地域計画の策定については、この会議終了後また説明することにも絡みますけども、私どもの地域としては座談会ですね、地域ごとの座談会を通じて作っていきます。時期としましては、今年のこれに謳っていますが今年の下半期ですね、10 月で法令の方で言われてます令和 7 年 3 月までですね、そこまでには作りますというようなところを謳わせていただいております。最低限の部分を入れさせていただいております。

○6 番委員

わかりました。

○会長

よろしいですか。

○6 番委員

はい。

○会長

他に何かありませんか。

（1 番委員手をあげる）

1 番藤堂委員。

○1 番委員

はい。今いただいた概要っていう冊子の A4 の紙の括弧 4 のところですかね。

今も出ましたけれども、地区ごとに地域計画を策定することとなっておりますけど、この地

区というのは、どのくらいの広さというか、例えば大字ごとなのか、ちっちゃな集落ごとなのかそれをひとつ聞きたいのと、いちばん最後の辺りにですね、各地区の実情に応じた農作業の受委託を促進するための環境整備っていうのがありますけれども、この農作業を委託するのは各農家の方々でしょうけれども、受託する団体としてはどういう団体をイメージしてらっしゃるのかをちょっと聞きたいと思います。

○審議員

一点目ですね、地区ですけども、今実際考えている町の想定では、大字ごとにできないかと考えているところです。

計画においては大字ごとにするとか、もっと小さい地区にするとかどっちでも読めるように、ちょっと縛れないので抽象的な表現にはしております。

もう一点ですけど、農作業受委託につきましても同じような形なんですけれども、いろんな想定があるかと思いますので、あくまでも基本構想ということなので、こういった形でも読めるように抽象的な表現にとどめております。

○会長

（１番委員手をあげる）

１番委員どうぞ。

○１番委員

抽象的な表現にとどめるのはいいんですけど、ということは今の受委託の受託する側の団体とかについては今んとこ、白紙の状態っていう理解でいいんですか。

今から育成していくっていうか、という捉え方でいいんですかね。あと２年ぐらいしかないですけど。

○会長

（事務局手をあげる）

事務局どうぞ。

○事務局長

すでに今も、受託されている個人の方もいらっしゃるようですし、先ほどの審議員の説明の中にもありましたけれども、農事組合法人ですね、〇〇〇地区が南小国に最近発足されましたけれども、そういったところに町の担い手の補助金とかも今内容を変えて、そういった立ち上げる法人、そういったところに手厚く補助率とか内容を変えて、そういった法人がまたできやすいようなとか、立ち上げやすいような仕組み作りは、町の方でも考えております。ですので、今から先もいろいろと各地区で実情は違うかと思いますが、今現在受託をされている任意の団体ですとか、そういったところもこれからの支援を考えていかないといけませんし、そういった農事組合法人、そういったところを、地域外に法人としても今から先あくまで法人ですので利益を追求していかなければなりませんので、〇〇〇地区以外の部分にですね、そういったところに入っていくような仕組み作りもこの地域計画に反映させていければと考えております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○１番委員

はい。

○会長

他に何か。

（４番委員手をあげる）

４番穴井委員。

○4番委員	今ちょっと関連ですが、いわゆる法人でなければ補助金をもらえないとか、それから個人でもそういった受託ですね、受託をする場合にもらえるのか。そのあたりはちょっとはつきりお聞きしたいですが。
○会長	(事務局手をあげる。 事務局どうぞ。
○事務局長	ちょっと私の説明が申し訳ありません。受委託をするから補助金があるという意味ではございませんで、今申し上げた補助金というのは、今すでに農業の担い手補助金というのがあるんですけど、そういったところに農事組合法人が別枠で表示っていうか、そういったものはありませんでしたので、今回その〇〇〇ができたからというわけではありませんけれども、今後も農事組合法人とかの活動が活発になるように、その担い手の補助金の方の中で、補助率を嵩上げするとか、そういった対応をとっております。そういった法人さんが、他地域の農地の受託、そういったところに進んでいけるような機械の購入とか、そういったところを町の方では補助するという意味でありまして、その直接の受委託の部分について、町が何かしら補助するという意味ではございません。申し訳ありません。
○4番委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
○会長	他に何か皆さんからありませんか。 (1番委員手をあげる) 1番藤堂委員。
○1番委員	すみません。もう1点質問をさせていただきたいんですけど、この概要の括弧2のところに結局、農地利用の集積、農用地の利用集積が80%になるっていうのもありましたけど、その農地の利用の集積とこの5番の農作業の受託、受委託の促進。もう南小国も高齢化でどんどんどんどん遊休農地というか、耕作されてない農地が増えてきている現状があると思うんですけども、その農地の集積というのはもう誰かがその土地自体をひっくるめて、何か作物を耕作するという活用する方法だと思うんですけども、この受委託自体はどういうのをイメージしているのか農地を維持管理するためのここには農作業の受委託と出てますけども、要はすいません。なんかこんがらがってますけど、利用の集積とこの農作業の受委託で、どこが違うんですか。 というか、意味合いの違いっていうか、集積であれば例えば農業法人等がもうその土地自体を借り受けて、年間通して維持管理をしていきます、みたいなイメージがあるんですけども、受委託によって維持管理をしようとすれば、その土地の所有者が一応耕作してるっていうところではありますけども、なかなか手が出ない部分を誰かに頼んでやってもらう。例えば、日頃の管理はしてますけども田んぼであれば、田植えとか、稲刈りとかを誰かに頼んでやってもらう、そういう部分委託みたいなイメージでいいのか、農地の利用集約との違いがちょっと、自分の中ではつきりしないものですからお伺いしたいと思います。
○会長	事務局からどうぞ。
○事務局長	今まさに1番委員がおっしゃった通りだと思います。

○1 番委員
○会長

受委託につきましては、部分的に今も稲刈りをお願いするとか、田植えをお願いするとか、今現在機械を購入し、自分でされてる方もいらっしゃると思いますが、やはり高齢化とかで機械等の新規の更新が困難とかいった場合に、受託委託そういったところでカバーしていくというのがこの括弧 5 番であって、そこが括弧 2 番と 5 番の違いということで、今藤堂委員がおっしゃったとおりと私も認識しております。

以上です。

はい、わかりました。ありがとうございました。

他に皆さんから何かありませんか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それではこの件につきまして、皆さんから質問はないということですので、採決に移りたいと思います。

賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、この件については意見を付して町に答申をいたします。

最後にその他ですが、何かありましたら。ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは、8月の総会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和5年 8月17日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 4 番委員

署 名 委 員 5 番委員

会 議 録 調 整 者 田 北 雅 昭
本 誌 表 紙 共 枚